

「健康経営優良法人2023」認定項目の具体的取組内容(大規模法人部門)

会議所コード：4001

商工会議所名：福岡

<2023年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	・病気の早期発見・早期治療を促すため、健康診断における再検査の重要性の周知と受診勧奨を実施。
従業員の健康診断の実施(受診率100%)	○	・毎年1回、役職員を対象とした定期健康診断を実施し、全役職員が受診。
受診勧奨に関する取り組み	○	・各種がん検診等は定期健康診断項目にオプション検査として実施。費用を補助。 ・就業時間内に受診可。 ・要再検査対象職員に対し、再検査受診の実施状況を確認。
50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	○	・毎年1回、役職員を対象とした定期健康診断に併せて実施。
管理職・従業員への教育	○	・所内担当職員、顧問社労士によるメンタルヘルス・飲酒習慣等の研修を実施。
適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	・時差出勤制度の導入。 ・時間単位の年次有給休暇の取得可。
コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	・社内SNS (LINE WORKS) を導入し、職員間のコミュニケーションを促進。
私病等に関する復職・両立支援の取り組み	○	・病気休暇制度あり。 ・私病等を持つ職員の復職支援は産業医の意見聴取等により復職に向けた支援体制あり。
保健指導の実施および特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	○	・特定保健指導を実施。対象者は、会議所会議室で就業時間内で受診可。(希望者はオンラインも可能)
食生活の改善に向けた取り組み	○	・セルフサービス型販売機(トクホ商品や軽食含む)を設置
運動機会の増進に向けた取り組み	○	・ベネフィット・ステーションに加入し、スポーツクラブ等との提携・利用補助。 ・運動促進のためのアプリ提供。
女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	・婦人科健診のオプション検査料補助。 ・特別休暇(有給)として生理休暇あり。 ・女性専用の休憩室を設置。
長時間労働者への対応に関する取り組み	○	・毎月、所定外労働時間だけでなく、総労働時間や休暇取得状況、ノーマル残業達成状況などの就業状況を一体的・総合的に確認し、適正な労働時間の把握に努めている。 ・長時間労働となった職員に対し、産業医の面接・指導を実施。
メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	・ハラスメント相談窓口、内部通報窓口の設置
感染症予防に関する取り組み	○	・インフルエンザワクチン接種費用補助 ・コロナ陽性者の感染症予防休暇適用(2類時)
喫煙率低下に向けた取り組み	○	・喫煙室に禁煙を促すポスター掲示
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	・屋内は喫煙室を設置し、それ以外は禁煙。屋外は全面禁煙。